

事業者の皆様へ

工場・事業場における 一般粉じん発生施設等の 届出及び規制等について

《2021年11月 改訂版》

大津市環境部 環境政策課

大気汚染防止法及び大津市生活環境の保全と増進に関する条例では、粉じんを発生する施設を定め、それら施設を工場・事業場に設置する場合などに、事業者に届出を義務づけています。

また、これら施設を設置する工場・事業場には、粉じんの排出に関し規制基準が適用されます。

この冊子では、これらの概要に記述しています。なお、詳細については環境政策課まで直接お尋ねください。

目 次

1. 大気汚染防止法等に基づく届出について(概要)	1
2. 届出詳細	2
3. 届出書の記載例	3
4. 一般粉じん発生施設等一覧表	6
5. 粉じんに係る規制基準	9
(大気汚染防止法)	9
(大津市生活環境の保全と増進に関する条例)	10
6. 大気汚染防止法(抜粋)	11
7. 大津市生活環境の保全と増進に関する条例(抜粋)	13